

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（第93回）議事概要

1 日 時

平成31年2月15日（金）13時57分～14時6分

2 場 所

総務省 第1特別会議室（8階）

3 出席者

（1）委員（敬称略）

新美 育文（部会長）、大谷 和子、藤井 威生、三友 仁志、
吉田 裕美子

（以上5名）

（2）専門委員（敬称略）

関口 博正

（以上1名）

（3）総務省出席者

谷脇総合通信基盤局長、秋本電気通信事業部長、竹村総務課長、
山碕事業政策課長、大村料金サービス課長、大塚料金サービス課企画官、
大磯料金サービス課課長補佐

（4）事務局

佐藤情報流通行政局総務課課長補佐

4 議 題

（1）答申事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通
信設備に関する接続約款の変更の認可（コロケーション設備の撤去後の費用負
担に係るルール（6か月前ルール）の変更等に係る改定）について

【諮問第3111号】

審議の結果、諮問の内容に沿って認可することが適当との答申をした。

【内容】

本件は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第33条第2項に基づく
接続約款の変更に係る認可について諮問を受けたもの。

(2)「諮問を要しない軽微な事項について」(平成 20 年 9 月 30 日 情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第 5 号) の改定について

審議の結果、改定することが適当との部会決定を行った。

【内容】

本件は、電気通信事業法第 169 条の規定により諮問対象となっている事項のうち、「他の法令等の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理」や「用語の整理、条や項の繰上げなどの形式的な変更」に当たるものについては、実質的な変更がされるものではなく、行政手続法においても意見公募を要しないため、諮問を要しない軽微な事項として明確化するもの。

本部会にて配付された資料をご覧になりたい方は、総務省HPにおいて公開しておりますのでご覧ください。

また、総務省において、閲覧及び貸し出しを実施しておりますので、下記までご連絡をお願いいたします。

担 当：総務省情報流通行政局総務課審議会係 佐藤・星

電 話：03-5253-5694

F A X：03-5253-5714

メール：ip-council@soumu.go.jp